

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち
 方針1(重点方針) 地球温暖化対策の推進
 【緩和策】

資料：諮問事項1-3

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
1	家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入支援	家庭における太陽光を始めとする再生可能エネルギーを導入しやすくする支援制度の充実を図るとともに、中小規模事業者を対象とした情報提供の充実に努めます。	支援制度・情報提供の充実	県の住宅用省エネ設備導入支援事業補助制度を市のホームページで紹介した。県の事業者向けCO2排出削減設備導入補助金について市ホームページにて周知を行った。	○	太陽光発電及び省エネ機器等導入補助事業については、新築住宅への設置が一般化してきたことから現在休止中。支援制度のあり方等については地球温暖化対策委員会での検討が必要。	環境課
				なし(情報提供に資する情報の着信がなかった)	×	商工会を通して情報提供に努める。	産業支援課
2	公共施設などにおける再生可能エネルギーの積極的導入と災害時活用の検討	小・中学校(新築・改築時)への太陽光発電・太陽熱利用システムの設置など、公共施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を推進し、導入効果などを広く発信していきます。また、公共施設などにおける再生可能エネルギーによる電力を災害時に活用できるよう検討を進めます。	公共施設への再生可能エネルギーの導入推進・災害時の活用検討	公共施設への再生可能エネルギーの導入推進・災害時の活用検討	○	現在の取組を継続	関係課
3	再生可能エネルギー関連企業の活性化	市内事業者が製造・販売する太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギー関連製品の積極的な購入の促進など、再生可能エネルギー技術開発を担う市内事業者の育成に努めます。	再生可能エネルギー技術開発を担う市内事業者の育成	県の事業者向けCO2排出削減設備導入補助金について市ホームページにて周知を行った。	○	事業者向けCO2排出削減設備導入に関する情報の発信手法を検討する。	環境課
				なし(コロナ感染症の拡大により予定していた計画を実施することができなかった)	×	商工会のシステムを通じて市内事業者の情報発信に努める。	産業支援課
4	「COOL CHOICE」国民運動の推進	市民や事業者などのライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図るため、「COOL CHOICE」国民運動を推進し、家庭のエコ診断などを活用し、日常生活や事業活動における省エネルギー行動を促すことで、市域全体で二酸化炭素(CO2)排出量を軽減できるよう取り組みます。	「COOL CHOICE」国民運動の推進	「COOL CHOICE」について市のホームページやポスターで紹介している。市立小学校の4年生を対象に省エネルギーチェックブックに取り組み、児童だけではなく、保護者等を含め、家庭での省エネルギー行動を実践してもらった。	◎	引き続き、市ホームページ等により「COOL CHOICE」を推進する。その他、省エネルギーチェックブックへの取組も実施する。	環境課
5	建物の省エネルギー化の推進	エネルギー効率の良い環境配慮型建築物(住宅・事業所)の認知度を高め、高気密・高断熱などの環境配慮を促進するために、各種制度や表示に関する情報提供、認定制度の活用を促進に努めます。公共施設の省エネルギー化も率先的に推進し、その効果などを広く情報提供します。また、建築物に対する熱遮断に効果的で、空調の省エネルギーにつながる屋上緑化や壁面緑化、緑化ブロック、緑のカーテンなどの普及を促進します。	各種制度や表示に関する情報提供・認定制度の活用促進・公共施設の省エネルギー化推進・屋上緑化などの普及促進	県の事業者向けCO2排出削減設備導入補助金について市ホームページにて周知を行った。	○	建築物の高気密・高断熱などの環境配慮の促進のため、関係課・事業者等への協力要請を検討。	環境課
				まちづくり条例や埼玉県のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、開発時に緑化を推進した。	△	令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、公共施設における緑のカーテンの設置等による公共のみどりの創出、家庭で取り組むことのできる緑のカーテンの普及促進や市民緑地認定制度の活用等による民有のみどりの創出に取り組む。	公園みどり課

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち
 方針1(重点方針) 地球温暖化対策の推進
 【緩和策】

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
6	省エネルギー設備などの普及	家庭や中小規模事業所において、高効率機器を始めとする省エネルギー設備などの導入を促すため、関連機器などに関する情報提供や国・県等の各種補助制度などの紹介、支援制度創設の検討などを行います。家庭については、雨水貯留槽・浸透施設設置費補助を行い、さらなる普及を促し、小・中学校(新築・改築時)など公共施設においても、高効率機器等省エネルギー設備や、省エネルギーにつながる雨水利用設備などの導入を優先的に推進し、その効果などを広く情報発信します。	情報提供・補助制度等紹介・支援制度創設検討・雨水貯留槽等設置費補助・公共施設の省エネルギー設備等導入推進・効果等情報発信	県の事業者向けCO2排出削減設備導入補助金について市ホームページにて周知を行った。その他、雨水貯留槽の設置3件に対し補助金を交付した。	○	引き続き、省エネルギー設備等に関する情報を発信し、雨水貯留槽等設置に対する助成制度を実施する。	環境課
				なし(情報提供に資する情報の着信がなかった)	×	商工会を通して情報提供に努める。	産業支援課
7	日常生活や事業活動における行動の可視化(見える化)の推進	家庭におけるHEMS(ヘムス:家庭用エネルギー管理機器)の導入を促すため、日常生活の行動の可視化による省エネ行動を促進します。また、BEMS(ベムス:商用ビル向け)、FEMS(フェムス:工場向け)、CEMS(セムス:地域全体)の導入を促進するため、その効果や関連制度などを広く情報発信します。	HEMS導入を促すための日常生活の行動の可視化による省エネ行動の促進・BEMS等の導入の効果や関連制度などの情報発信	県の住宅用省エネ設備導入支援事業補助制度を市のホームページで紹介している。県の事業者向けCO2排出削減設備導入補助制度を市のホームページで紹介している。	○	引き続き、省エネルギー設備等に関する情報を広く発信していく。	環境課
8	ウォームシェアやクールシェアの推進	夏場や冬場の冷暖房が必要な時期に、ウォームシェアやクールシェアの場として公共施設の利用を呼びかけ、市民の省エネへの取組を促進します。	ウォームシェアやクールシェアの場として公共施設の利用の呼びかけ	市内のクールシェアスポットをシェアマップ(オンライン上のマップ)に掲載している。	○	家庭や街中で取り組めるウォームシェアやクールシェアについて、広く情報発信する。	環境課
9	都市機能の集約とカーシェアリング拠点の検討	長期的な視点による人口減少への対応として、効率的で持続可能な都市機能の集約について検討を進めます。また、事業者等と連携し、カーシェアリングの拠点整備等の検討を進めます。	都市機能の集約・カーシェアリングの拠点整備等の検討	事業者等と連携し、カーシェアリングの拠点整備を市内3か所で実施しました。(市役所、中央公民館、広沢複合施設)	◎	事業者等と連携し、カーシェアリングの拠点整備等の検討を進めます。	資産戦略課
				令和3年度において、人口減少への対策として、持続可能な都市機能の集約に関する取組みを都市計画マスタープランの取り込み、上位計画として位置づけることとした。	○	令和4年度から令和5年度の2カ年において、人口減少と少子高齢化の進展を背景に、財政面における持続可能な都市経営等を可能とするために立地適正化計画の策定を行う。	都市整備課
				カーシェアリングの拠点(市役所、中央公民館、広沢複合施設)において、シェアサイクルのステーションを設置し、他の移動手段との連携を図りました。	◎	カーシェアリングの新たな拠点整備に合わせて、シェアサイクルのステーションの設置を検討します。	公共交通政策室

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち
 方針1(重点方針) 地球温暖化対策の推進
 【緩和策】

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
10	公共交通及び自転車の利用促進	公共交通の利便性を高め、徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくりを進め、自動車に依存しないライフスタイルへの変換を図ります。	公共交通の利便性向上による、徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくりの推進	2キロ以内の移動について、自転車の利用の促進を継続して行った。	△	サイボウズ、掲示板等を活用して、自転車や公共交通の利用の促進を図る。	総務人権課
				外環上部2カ所の自転車駐車を整備し、駐輪場の利便性向上を図った。	○	和光市駅南口自転車駐車の整備	道路安全課
				公共交通の利便性の向上を図るため、令和4年3月に市内の地域公共交通のマスタープランとなる和光市地域公共交通計画を策定しました。	◎	和光市地域公共交通計画に基づき、市内循環バスの再編・見直しを行い、また、公共交通空白地域に対して新たな移動手段の導入を検討します。	公共交通政策室
11	自動車利用時の二酸化炭素(CO2)排出量の低減	環境への負荷が少ない次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車等)の普及を促すとともに、自動車運転時におけるエコドライブの推進及びアイドリングストップの徹底を図ります。	次世代自動車の普及促進・自動車運転時におけるエコドライブの推進・アイドリングストップの徹底	アイドリングストップの周知及び指導を行った。	○	次世代自動車の普及に向けた周知PRとアイドリングストップについて、市内事業者への協力要請など取組の充実を図る。	環境課
				エコオフィス推進委員会にて、タイヤの空気の調整、急発進・急加速の抑制、無駄な荷物の積載をしない等のエコドライブに関する取組を継続して行った。また、自動車運転日報の記入を徹底した。	△	昨年取組んだ内容を次年度以降も引き続き行う。	総務人権課

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち
 方針1(重点方針) 地球温暖化対策の推進
 【適応策】

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
12	農業分野	異常気象や気温の上昇に伴い、農作物の収穫量や品質の低下など、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。そのため、高温に対応する栽培方法、気温に適した新たな品目、発生の増加が予測される病害虫の防除方法などについて、農業者への情報発信に努めます。	農業者への情報発信	「農家だより393号」「401号」に野焼きについての記事を掲載し禁止の呼びかけをした。 「農家だより398号」に豪雨対策に関する記事を掲載し注意を促した。 「農家だより401号」に病害虫被害の特徴や防除対策に関する記事を掲載し注意を促した。 「農家だより404号」にアライグマによる作物の被害についての記事を掲載し、注意を促した。	◎	今後も農家だよりを発行し、農業者への情報発信に努める。	産業支援課
13	健康分野	気温の上昇に伴い、熱中症搬送者数や感染症リスクの増加、高濃度の光化学オキシダントが発生することが懸念されます。そのため、ホームページなどを活用した注意喚起や熱中症情報の迅速な提供、高齢者などリスクの高い方々への声かけ、見守り活動の強化などを行います。	注意喚起・熱中症情報の迅速な提供・リスクの高い方々への声かけ・見守り活動の強化	光化学スモッグが発令された際は、関係各所に周知し、注意を促した。埼玉県的光化学スモッグ発令状況をホームページに掲載している。	◎	光化学スモッグが発令された際の速やかな周知体制を今後も維持していく。	環境課
				光化学スモッグ注意報が発令された際は、防災無線やツイッター、HP等により周知し、注意を促した。	○	引き続き、光化学スモッグ注意報が発令された際は、防災無線やツイッター、HP等により周知し、注意を促す。	危機管理室
				・市HP「熱中症に注意しましょう」ページで注意喚起。 ・埼玉県事業「まちのクールオアシス」に賛同し、「わごころクールオアシス」として市内公共機関25か所を熱中症予防のための休憩所として解放。さらに市内43か所に熱中症注意喚起ポスターの掲示を依頼。 ・環境省「熱中症予防情報サイト」を元に、暑さ指数が「厳重警戒」「危険」及び「熱中症アラート」発令の際に防災無線にて16回放送。	◎	次年度以降も今年度取組を継続。R4は暑さ指数が「厳重警戒」「危険」及び「熱中症アラート」発令の際の市民周知の方法をLINE・Twitterに変更。	健康保険医療課
・市内全小中学校に熱中症チェッカーを設置し、気温や湿度が高い場合には屋外での活動を中止するようにした。 ・熱中症への警戒が必要な場合や、光化学スモッグ注意報が発令された際は、各学校にFAXで周知し、注意を促した。	○	・各学校と連携して熱中症対策を継続して行っていく。	学校教育課				

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち
 方針1(重点方針) 地球温暖化対策の推進
 【適応策】

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
14	水環境・水資源分野、自然災害分野	<p>強化した台風、集中豪雨、局地的な大雨の増加に伴い、河川氾濫や土砂災害、内水による浸水のリスクが高まり、水災害の増加が懸念されます。また、無降水日の増加による湯水リスクの高まりも懸念されます。そのため、地域防災計画に基づく体制の強化、下水道などの整備状況や浸水実績などを踏まえた対策を進めるとともに、節水型社会の構築のための普及・啓発を行います。</p>	<p>地域防災計画に基づく体制の強化・下水道などの整備状況や浸水実績などを踏まえた対策の推進・節水型社会の構築のための普及啓発</p>	<p>・防災施設、備蓄等の計画的な整備を行った。 ・和光市防災ガイド&ハザードマップ(配布、HP)により、災害危険地域等の周知を図った。 ・台風発生時には防災メール等にて、注意喚起した。</p>	○	引き続き、地域防災計画に基づく体制の強化を図っていく。	危機管理室
				<p>浸水対策として、道路冠水対策への協力や河川の水位等の県の防災情報について、ホームページにより周知した。また、県の治水対策について、パンフレットの配置により周知、啓発を実施した。</p>	○	現行の取組を維持しながら、さらなる充実を図る。	道路安全課
				<p>2021年に発生した和歌山県の六十谷水管橋の崩落事故及び厚生労働省からの水管橋の維持及び修繕に関する事務連絡を受け、令和4年度の管路安全点検及び漏水調査業務委託において、水管橋点検工を実施を予定している。</p>	○	現行の取組を維持しながら、さらなる充実を図る。	水道施設課
				<p>・公共下水道の雨水事業計画に基づき、関係機関と連携し、令和3年度から令和4年度にかけて約285mの雨水管整備を実施している。</p>	◎	引き続き、関係機関と連携し、内水氾濫対策に取り組む。	下水道課
				<p>水資源の有効活用や雨水の涵養のため、雨水貯留槽及び雨水浸透施設設置に対する助成制度を実施した。雨水貯留槽の設置3件に対し補助金を交付した。</p>	◎	制度の周知を強化し、申請を促していく。	環境課
15	自然生態系分野	<p>温暖化に伴う気温上昇などにより、かつては県内にほとんど生息していなかったムラサキツバメやツマグロヒョウモンなどの南方系昆虫の侵入や定着が見られます。今後の更なる気温上昇に伴い、南方系の外来生物の越冬による定着が懸念されます。そのため、植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。</p>	<p>植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握</p>	<p>生物季節観測値の変化傾向の把握方法を検討した。</p>	△	<p>気象庁の生物季節観測データなどを参考に变化傾向の把握に努める。また、市内の環境団体と情報の交換と共有を図る。</p>	環境課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価「選択」	次年度以降の取組方針	担当課
16	補助金活用や基金制度創設など、緑地保全に向けた仕組みづくりの推進	公有地化の視点やトラスト制度等を踏まえて、緑地保全のための特定財源等の確保に関する検討を行い、緑地保全を推進します。	保全・仕組みづくりの検討	令和4年3月に、「緑の基本計画」と「緑地保全計画」を一本化した「みどりの基本計画」を策定し、湧き水緑地トラスト制度、クラウドファンディング、ネーミングライツの活用等による財源確保を検討していくことを位置づけた。	△	令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、財源確保策について検討する。	公園みどり課
17	貴重な動植物の調査と市民への公表	市内にある貴重な動植物を調査・保全し、その結果を公表し、啓発に繋がります。	動植物の調査・公表	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市のイベントが中止となり、啓発(和光市自然環境マップの配布)の機会が減少した。	△	貴重種の生息域の変化などを注視して調査・保全を継続。市民への啓発について、和光市自然環境マップの活用とともに、他の啓発に効果的なツールの企画・制作についても検討していく。	環境課
18	緑地や湧水、河川の保全と緑の回廊の形成	斜面林や湧水の保全、埼玉県水辺再生事業などを通じた河川の保全活動を推進します。	保全活動の推進	県の川の国応援団制度に基づく保全活動へのゴミ回収等の協力を行った。県と協力し、ボランティアと共に実施している荒川河川敷不法投棄物一斉撤去は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。	○	川の国応援団への協力を引き続き継続するとともに、重要な緑地、湧水、河川の状況を随時把握していく。荒川河川敷不法投棄物一斉撤去は例年の参加団体に継続していただけよう協力を求めていく。	環境課(県)
				令和4年3月に、「緑の基本計画」と「緑地保全計画」を一本化し、みどりの将来像を掲げ、その将来像を実現するために基本方針等を定めた「みどりの基本計画」を策定した。	△	令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、基本方針等を踏まえ、各種施策を展開する。	公園みどり課
19	民有地における自然環境保全のための支援制度の実施・拡大	保全地区や保存樹木の追加指定について検討・実施するとともに、支援制度の拡充について検討します。	制度拡充の検討・追加指定	県内の保存樹木制度の情報収集を行った。	△	令和3年度策定のみどりの基本計画に沿って施策を推進していく。	環境課
				令和3年度においては、保全地区については追加指定及び解除はなかったが、保存樹木については追加指定が1本、解除が22本あり、指定している本数は減少した。	△	保存樹木の所有者への支援制度について、見直しを検討する。	公園みどり課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価「選択」	次年度以降の取組方針	担当課
20	民有地にある斜面林や湧水などの市民参加による維持管理	市と環境団体との協働による維持管理を推進します。	維持管理	白子宿特別緑地保全地区やわくわくパークにおいて、公共施設美化サポーター制度や県の川の国応援団制度に基づき維持管理の協力を行った。	◎	今後も継続して取組を行う。	環境課
				市民協働型管理により、ふれあいの森等の維持管理を行った。	○	今後も引き続き、市民協働型管理により、ふれあいの森等の維持管理を行う。 また、令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、地域住民等が参加できるようなマッチングの仕組みづくりを検討する。	公園みどり課
21	湧水地周辺の自然環境の一体的な保全と周辺自治体との連携	埼玉県や周辺自治体との連携を図りながら、湧水地等の所有者と話し合いを行い、自然環境の一体的な保全を行います。	連携・保全	和光市自然環境マップや国・県の湧水地ポータルサイトによる周知を行っている。	○	県や周辺自治体と情報を共有しながら、湧水地周辺の自然環境の一体的な保全を行っていく。	環境課
				大坂ふれあいの森において、今後の公有地化に必要な土地面積を確定させるため、測量業務に着手した。	○	大坂ふれあいの森において、公有地化を目指して取り組む。 また、令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、涵養域を湧水保全区域として指定し、より効果的に湧水を保全する検討を進める。	公園みどり課
22	生物の多様性やその生態系を重視した自然の保全	生物の生息地としての緑地や水辺環境を保全し、生物多様性や生態系の保全を図ります。	緑地・水辺環境の保全	生態系保全のため、特定外来生物であるアライグマの駆除を行った。	○	市の生物多様性や生態系を維持するため、特定外来生物の駆除を機動的に行っていく。	環境課
				生息環境や生態系の保全に配慮しながら、緑地等の保全を行った。	○	令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、樹林地の保全として、市民との協働により生物多様性に配慮した維持管理を進める。	公園みどり課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
23	計画的な生産緑地の追加指定	生産緑地の追加指定を計画的に行います。	追加指定	令和3年度においては、生産緑地地区の指定について、地区数は2地区増加したが、解除もあったため、面積は約0.34ha減少した。また、特定生産緑地の指定を行った。	○	令和元年度に定めた「和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」により、面積要件を緩和したことについて周知を続け、基準に合致するものについては追加指定を進めていく。	公園みどり課
24	環境保全型農業の促進	景観作物の栽培や畑の縁辺部植栽及び低農薬・有機農業の促進を図ります。	景観作物の栽培と畑の縁辺部植栽・低農薬・有機農業の促進	アグリパークにおいて、農業団体の協力を得て、景観作物の球根3800株を植栽した。特別栽培農産物の認定に向けて、農業者団体への申請に係る支援を行った。	○	景観作物の植栽を継続する。特別栽培農産物の認定取得について、農業者や農業団体に申請を働きかける。	産業支援課
25	農産物の地産地消の推進	学校給食への市内産農産物供給や駅前等でのまちかど販売を開催します。	学校給食への市内農産物供給・駅前等でのまちかど販売の開催	農業者の協力を得て18品目の市内産農産物を学校給食に提供した。軽トラ市を年間10回実施し、採れたて野菜まちかど販売(午房コミュニティセンター)を年間11回開催した。	○	学校給食への市内農産物の提供、軽トラ市等を継続的に実施し、「わかこ消」を勧める	産業支援課
26	市民農園・体験型農園・学校農園の利用促進	市民農園・体験型農園の利用促進とアグリパークを活用した農業体験事業を実施します。	市民農園・体験型農園の利用促進・農業体験事業の実施	市民農園は利用率が100%でキャンセル待ちになっている。農業体験センターで実施する農業体験事業(じゃがいも収穫体験)は延べ186人が参加した。	○	市民農園の区画の拡充をする。今後の状況を見極めコロナ禍でも参加できる事業を企画実施する。	産業支援課
27	午王山遺跡・旧富岡家住宅などの文化財の維持管理	所有者との協議を実施し、維持管理を行います。	維持管理	史跡午王山遺跡の市有地及び市管理地について、除草・防草等維持管理を行った。旧富岡家住宅については日常的な維持管理を和光市古民家愛好会と協働して行った他、必要な修繕等を実施した。その他文化財については適宜パトロール等を実施した。	◎	『史跡午王山遺跡保存活用計画』に基づき、午王山遺跡の適切な保存・活用を行うほか、市指定文化財が適切に保存されるよう努める。	生涯学習課
28	文化財保全のための組織・人材育成の支援	文化財保全のために必要な組織づくり及び人材育成への支援を行います。	組織づくり・人材育成への支援	新倉ふるさと民家園の管理運営を協働して行っている和光市古民家愛好会が実施するサポーターの養成等を支援した。無形民俗文化財の白子囃子・ささら獅子舞の保存に資するため、会の活動の維持等を目的に補助金を交付して支援した。	○	引き続き会の活動を支援していく。	生涯学習課
29	伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助、伝承機会の拡充	市民団体との協働により伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助を行うとともに、伝承機会の拡充を図ります。	発掘・保存の援助・伝承機会の拡充	無形民俗文化財の白子囃子・ささら獅子舞の保存に資するため、会の活動の維持等を目的に補助金を交付して支援している。また、ささら獅子舞が実施する会の活動記録の保存を支援した。	○	引き続き会の活動を支援しながら、会の維持のために必要な講座の実施等を検討していく。	生涯学習課
30	開発事業における自然環境配慮の推進と環境配慮指針の導入	まちづくり条例対象事業における自然環境への配慮の周知徹底を行います。	周知徹底	まちづくり条例で自然環境への配慮を規定しており、開発事業の際の遵守事項としているため、必要に応じて指導等を行っている。	○	今後もまちづくり条例の関係規定について適切な運用を行っていく。	環境課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
31	環境・景観に配慮した公共施設の推進	環境・景観に配慮した公共施設整備を行います。	環境・景観に配慮した公共施設整備	公共施設整備実績なし	—	—	関係課
32	土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進	土地区画整理事業の面的整備については、環境に配慮し実施します。	環境に配慮した面的整備の実施	まちづくり条例で自然環境への配慮を規定しており、土地区画整理事業施行中の区域内においての開発事業の際の遵守事項としているため、必要に応じて指導等を行っている。	○	今後もまちづくり条例の関係規定について適切な運用を行っている。	環境課
				緑豊かなまちを形成を目指し、白子三丁目中央土地区画整理事業地区においては、3箇所の公園(2,153.92㎡)、越後山土地区画整理事業地区においては、1箇所の公園(4,500.6㎡)と7箇所のポケットパーク(271.03㎡)を整備計画している。(うち越後山の公園については、H26年度に整備済み)	○	白子三丁目中央、越後山土地区画整理事業地区における未整備の公園及びポケットパークを整備する。また、現在検討中の和光北インター東部地区の土地区画整理事業についても、面的整備における環境配慮の推進を行う。	都市整備課
				令和2年度から繰越明許費となった区画道路12-1号線を歩道を含めて整備した。また、雨水を貯留・浸透するトレンチ施設を区画道路12-1号線に1か所設置した。	○	今後も権利者の合意形成や建物等の移転交渉の状況により、適宜施工計画の見直しを行い、今後もよりスピード感を持って、早期完成に向け取り組む。	駅北口土地区画整理事業事務所
33	水辺で親しめる河川空間の整備	越戸川・白子川における水辺再生空間の維持管理を行います。	維持管理	川の国応援団制度に基づく保全活動へのゴミ回収等の協力を行った。また、河川の白濁等の通報に対し、必要に応じて県と連携し、早急に現場確認等を行った。	◎	川の国応援団への協力は引き続き継続する。また、市民団体の自主的な活動について、市民への情報提供等にも協力していく。	環境課(県)
34	景観条例、景観計画に基づく良好な景観の形成	景観条例・景観計画に基づく啓発指導及び景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行います。	景観条例・景観計画に基づく啓発指導・景観重要建造物・景観重要樹木の指定	令和3年度において、景観条例や景観重要建造物及び景観重要樹木への支援方法検討など踏まえた景観計画の見直しに関する取組みを都市計画マスタープランの取り込み、上位計画として位置づけることとした。	○	令和4年度以降、景観条例・景観計画に基づく啓発指導及び景観重要建造物・景観重要樹木の支援方法検討などを考慮した景観計画などの見直し方法の検討を行う。	都市整備課
35	ポイ捨て・路上喫煙防止条例に基づく美化活動の促進	市が任用した美化推進員による美化推進地域の清掃活動を促進します。	美化推進地域の清掃活動の促進	和光市駅周辺の美化推進地域において、6名の美化推進員による清掃活動をのべ427回実施し、460kgのごみを回収するとともに、広報への特集記事の掲載をし、啓発を行った。また、28件の路上喫煙を指導した。	◎	今後も引き続き美化活動を継続していく。路上喫煙の防止の呼びかけをキャンペーン等を通して積極的に行っていく。	環境課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
36	良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	土地利用に関して法令による指導を行い、周知・徹底を行います。	土地利用に関して法令により指導	水道道路沿いの残土事業者に対し、残土の量が多くなった際に市職員が残土条例に基づく指導を行った。	○	危険な残土や資材置き場について、周辺住民へ安全性を脅かしたり、作業による騒音振動等の被害がでないよう事業者に求めていく。	環境課
				違法転用の改善を行うことと共に違反転用の発生抑制に向けた周知に努めた。農地利用集積事業を農地所有者及び借り受け希望者に周知し、新たな農地利用集積計画を策定した。	◎	今後においても農地法に基づく適切な農地転用に係る手続きが行われるよう周知を行う。農地利用の最適化に向けて、農業者へ制度周知を行い、農地利用集積計画の策定を促進する。	農業委員会
				令和3年度において、都市計画法に関する事務、景観法に関する事務等実施して、土地利用に関する法令による指導を行い、周知・徹底を行った。	○	令和4年度においても、都市計画法に関する事務、景観法に関する事務等実施して、土地利用に関する法令による指導を行い、周知・徹底を行う。	都市整備課
37	花や緑のあふれる空間づくりの推進	公園などにおける植栽の維持管理を行います。	植栽の維持管理	市内で環境美化活動を行う美化サポーターに対して、制度に基づく役割分担としてゴミの回収や物品等の支給を行った。	◎	今後も継続して取組を行う。	環境課
				公園などにおいて、市民団体等の協力を得ながら、樹木の剪定や草刈り等を行い、植栽の維持管理を行った。	○	今後も引き続き、市民団体等の協力を得て、公園などにおける植栽の維持管理を適切に行う。	公園みどり課
38	まちづくり条例による緑化の促進	まちづくり条例に基づいて緑化についての協議・指導を行い、緑化を促進します。	まちづくり条例に基づく協議・指導	まちづくり条例に基づき、一定規模以上の開発行為等を行う際には、開発事業者等に対して緑化についての協議・指導を行い、敷地内の緑化を進めた。	○	まちづくり条例の適切な運用を図り、緑化を促進する。	公園みどり課

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針1(重点方針) 循環型社会の形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
39	一般廃棄物処理基本計画の推進	第五次一般廃棄物処理基本計画の推進及び第六次一般廃棄物処理基本計画の策定・推進を行います。	第五次一般廃棄物処理計画の推進・第六次一般廃棄物処理基本計画の策定	第五次一般廃棄物処理基本計画が令和4年度までの計画であるため、和光市廃棄物減量等推進審議会において、令和5年度以降の計画である「第6次和光市一般廃棄物処理基本計画」の策定に向けた審議を行った。	◎	第6次和光市一般廃棄物処理基本計画策定に向け、和光市廃棄物減量等推進審議会にて審議を行い、パブリック・コメント等を実施した上で、令和4年度末までに計画を策定する。	環境課
40	ごみ減量・分別に関する普及・啓発	広報・ホームページを活用したごみ減量や分別に関する啓発を行います。	ごみ減量・分別の啓発	広報・ホームページ、ごみ分別パンフレット等により、市民にごみ減量や分別の啓発を行った。	◎	わかりやすく和光市のごみの分別方法等をホームページや広報等で情報提供を継続していく。	環境課
41	資源の再利用に関する普及・啓発	リユースの啓発を行います。	リユースの啓発	リサイクル展示場を開場し、希望者に展示品の提供を行った	◎	引き続き広報等を通じて再利用の普及や啓発を図る。	環境課
42	農業廃棄物の再資源化の推進	農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。	農業用廃プラスチックの適正処理の推進	農業用廃プラスチック収集処理事業を年2回実施し、延べ45件の農業者から3480kgの廃プラスチックを収集処理した。	◎	収集処理事業を定期的に行い、農業者が廃プラスチックを保管する負担の軽減を図るとともに、再資源化を進める。	産業支援課
43	広域処理施設の整備	広域でごみ処理施設の整備を行います。	施設計画の策定・建設に係る調査	ごみ広域処理施設の整備は令和2年10月に設立された「朝霞和光資源循環組合」で行う。	◎	朝霞・和光資源循環組合において、令和10年度のごみ広域処理施設の整備に向け、各種調査、用地取得、建設工事を実施していく。	環境課
44	ごみの集積所での散乱防止対策の指導	自治会等への周知啓発及び集積所設置時の啓発指導を行います。	自治会等への周知啓発・集積所設置時の啓発指導	ごみ集積所が散乱していると市民から連絡があったごみ集積所に看板の設置を行ったり、集積所を利用しているアパート等に啓発文書やごみ分別パンフレットの配布を行った。	○	ごみ当番や管理人がいないごみ集積所の散乱防止の検討を行う必要がある。	環境課
45	不法投棄対策の推進	監視・啓発活動について検討し、継続した取組を実施します。	監視・啓発活動	不法投棄多発場所に警告看板の設置を行った。	○	効果的な不法投棄対策を検討していく必要がある。	環境課(県)

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針2 住みやすい生活環境の形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
46	日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭防止の推進	事業活動に伴う騒音・振動・悪臭に対する指導及びホームページ等を活用した啓発活動を行います。	指導・啓発活動	市ホームページやチラシ等により、騒音・振動・悪臭等の防止啓発に務めた。また、48件の苦情に対応した。	◎	今後も継続して、原因者への指導及び啓発を行い苦情件数の減少を目指す。	環境課
47	調査監視体制の充実	公害関係調査の分析を行い、迅速に事後対策を進めます。	公害関係調査の分析・事後対策	河川水質・悪臭・沿道環境の各調査を実施し、その結果の分析を行った。	◎	各調査結果を基に効果的な対策を検討するとともに、関係機関とも連携し機動的に対応していく。	環境課
48	騒音・振動対策のための路面の適正管理	騒音・振動対策として路面の適正管理を行います。	路面の適正管理	路面性状調査を行い路面の状況を把握するとともに、騒音・振動対策のための舗装修繕を行った。	○	すべての騒音・振動対策を実施することは財政的に困難である。	道路安全課
49	大気汚染対策の推進	野焼きなどの大気汚染防止に向けた指導を行い、ホームページ等を活用した啓発活動を行います。	指導・啓発活動	市ホームページや広報、農業新聞等により、小型焼却炉や野焼きに関して啓発情報を掲載した。また、12件の野焼きの苦情に対応した。	◎	今後もホームページ、広報、農業新聞等の媒体を活用して注意喚起していくとともに現場での口頭指導を実施していく。	環境課
50	自動車利用の抑制や環境にやさしい運転などの普及・啓発	ホームページ等を活用した啓発活動を行います。	啓発活動	日常生活における自動車利用の抑制のための情報収集等を行った。	△	エコドライブを始めとして、車利用についての環境配慮事項をまとめて市民に周知していく。	環境課
51	浄化槽管理者に対する適正な維持管理の指導と啓発	浄化槽管理者に対し、徹底した指導及び啓発活動を行います。	指導・啓発活動	法定検査未受検の浄化槽所有者266件に対して個別に啓発指導の文書を送付した。そのほか、広報に特集記事を掲載した。受験率が令和2年度24.6%から、令和3年度24.5%に減少した。個別訪問については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	◎	浄化槽利用者に自覚を持って適正な管理をしてもらうよう広報や個別に手紙を送付し説明と啓発を実施していく。また、技術面では必要に応じて県と連携していく。	環境課
52	未整備地区への公共下水道の整備	事業計画区域内の公共下水道の整備と接続促進を図ります。	整備・接続促進	・公共下水道の整備を関係機関と連携して取組んだ結果、令和3年に229.3m整備し、97.2%の整備率となった。 ・職員等による啓発活動の結果、令和3年度で3件の浄化槽からの切り替えがあった。	◎	・引き続き、和光市駅北口土地区画整理事業等の汚水整備に取り組む。 ・更なる啓発活動により、未だ接続されていない住宅の接続を促していく。	下水道課
53	河川水質調査体制の整備と周辺自治体との連携	水質調査の分析や事後対策及び白子川流域環境協議会等を通じた周辺自治体と合同の水質調査を実施します。	水質調査の分析・事後対策・合同水質調査の実施	白子川流域協議会（板橋区、練馬区、和光市）において、年2回の合同水質調査を実施。視察や研修が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止となった。担当者会を令和3年11月19日に実施した。	◎	河川水質検査結果を年度ごとにホームページで公表し、安全性を市民が確認できるようにする。2区とは引き続き連携を図り、情報共有を行っていく。	環境課(県)

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針2 住みやすい生活環境の形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
54	市民の節水意識の向上	節水意識を高めるため、啓発活動を実施します。	啓発活動	感染症の拡大により計画していた全国水道週間における南浄水場見学は行えなかったが、PR動画として“水が届くまで”及び“水が届いてから”を和光市YouTubeチャンネルで配信し、水道の大切さを配信した。	○	現行の取組を維持しながら、さらなる充実を図る。	水道施設課
55	雨水の利用や地下浸透の促進	雨水利用や地下浸透の促進に関する啓発活動を実施します。	啓発活動	雨水貯留槽の設置3件に対し補助金を交付した。また、広報に記事を掲載し啓発を行った。	◎	制度の周知を強化し、申請を促していく。雨水浸透施設については、市の特徴的な湧水保全のためにも有効なので、積極的に周知していく。	環境課
				戸建住宅をはじめ民間施設の建設にあたり、地下浸透施設の設置を義務づけている。	◎	引き続き、関係部署と連携し、地下浸透の促進に取り組む。	下水道課
56	蛍光灯や殺虫剤などの有害廃棄物の適正処理の啓発	ホームページ等を活用した啓発活動を行います。	啓発活動	ホームページや広報誌、ごみ分別パンフレットにより有害ごみの処理について啓発を行った。	◎	市民に対し、市の広報、ホームページ等により注意喚起を行っていく。	環境課
57	放射性物質による環境汚染対策	市内の空間放射線量を測定し、ホームページ等公表します。	測定・公表	各施設所管課において、年4回(3ヶ月に1回)測定を行い、環境課がその取りまとめを行った。	◎	測定体制の見直しを行い、継続する。	環境課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針1(重点方針) パートナーシップの強化

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
58	環境教育・環境学習の推進	子ども向けの環境講座や環境スクールを開催します。	環境講座の開催	市民協働事業の夏休みジャブジャブ大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。 また、省エネコンテストにおいて温暖化防止講演会を実施し、34名が参加した。	○	事業が好評であるため、今後も引き続き実施していく。	環境課
				公民館において、自然環境学習に焦点をあてた子ども向けの講座を企画したがコロナ禍のため中止となった。	△	今後も子ども向けの環境講座を企画・実施していく。	生涯学習課
				理科・社会・生活科・総合的な学習の時間等、年間指導計画に基づき、発達段階に応じた環境学習を実施する。	○	学校教育の中では、日常的な授業において環境教育を実施していくことを基本としつつ、地域の実情等必要に応じて環境教育に関するゲストティーチャーを招き、環境に関する学習内容の充実を図っていく。	学校教育課
59	事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発	事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発を行います。	啓発活動	HPに国や県の事業者向け温暖化対策補助金等の紹介を掲載した。	○	環境マネジメントシステムの普及・啓発を推進していく。	環境課
60	市内の研究機関や事業者と連携した環境活動・啓発の推進	市内の研究機関や事業者と連携し、環境啓発活動を行います。	市内の研究機関・事業者と連携した啓発活動	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者と連携した講座等は実施しなかった。	△	今後も、事業者と連携して啓発活動を推進していく。	環境課
61	市の公共施設での環境マネジメントシステムによる継続的改善	市の公共施設において環境マネジメントシステムにより、継続的な改善を進めます。	継続的な改善	エコオフィス推進委員会を5回開催し、若手職員に対し、地球温暖化防止対策や省エネルギーに関する意識づけを行うとともに、他の職員への啓発を行った。	○	次年度以降も、エコオフィス推進委員会を開催するとともに、職員に対し省エネルギー等の啓発を継続して行う。	総務人権課 関係課
62	環境に関する職員研修の実施	職員ボランティアの実施(職員互助会主催)と環境関連の職員研修等について検討します。	職員ボランティアの実施等	職員課主催のボランティアによる清掃活動は、雨天のため実施しなかった。新人職員研修で和光市の環境について講義を行った。	○	今後も職員ボランティアによる清掃活動を継続していく。環境関連の職員研修等を引き続き実施する。	環境課
				職員互助会ごみ拾いボランティアは令和3年6月30日(予備日7月1日)に予定していたが、どちらも雨天により実施できなかった。環境関連の職員研修は令和3年10月14日新規採用職員研修(後期)「和光市の環境について」を実施、職員合計22名が受講した。	○	現行の取組を維持し、引き続き職員環境に対する意識の向上を図る。	職員課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針2 環境活動の支援・推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価 《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
63	市民参加・市民協働によるまちづくりの推進	協働事業提案制度や市民協働による環境関連事業を推進します。	協働事業提案制度や市民協働による事業の推進	新型コロナウイルス感染症の影響により、協働事業を実施しなかった。	×	今後もこの取組を継続するとともに、協働の担い手があれば、さらに広げていく。	環境課
				市民協働型管理により、ふれあいの森等の維持管理を行った。	○	団体の活動に対する支援を行うとともに、ふれあいの森の市民協働型管理を周知し、維持管理従事者の増加を図る。	公園みどり課
				令和3年度は、協働事業提案制度における事業提案がなかったが、継続して行われている環境関係団体の活動は支援できた。	○	令和4年度より協働事業提案制度は廃止となるが、引き続き、関係団体を支援し事業を推進していく。	市民活動推進課
64	地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援します。また、美化サポーター・公園サポーター団体への活動支援と団体登録の促進を図ります。	活動支援・登録促進	美化サポーター9団体への環境活動支援を行った。	◎	今後も美化サポーターによる環境活動の支援を継続していく。	環境課
				令和3年度においては、公園サポーター活動支援事業への登録団体が1団体増加し、6団体に対して支援を行った。	○	団体の活動に対する支援を行うとともに、公園サポーター制度を周知し、登録団体、活動への従事者等の増加を図る。	公園みどり課
				市民協働推進センターからのメルマガ配信やSNSを使い、環境関連団体の活動をPRL、活動の支援を行った。	○	引き続き、市民活動団体の活動支援及び新規登録団体の促進を図る。	市民活動推進課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針2 環境活動の支援・推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
65	湧水や緑などの自然環境に関する広報と市民活動への支援	自然環境マップを更新し、広く配付し、啓発を促します。	啓発活動	新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が実施されず、啓発(自然環境マップの配布)の機会が減少した。	×	湧水・緑地への理解を深めていただくツールとして使用するため今後もイベント等を通じて配布する。	環境課
				令和3年3月に改訂した自然環境マップについて、ホームページへの掲載等により周知を行った。	○	今後も引き続き、広く周知を図り、啓発を続ける。	公園みどり課
				市民協働推進センターからのメルマガ配信やSNS発信、交流スペース等を活用し、啓発できた。	○	引き続き、情報発信を行っていく。	市民活動推進課
66	環境に関する広報広聴活動の充実	ホームページ等を活用し、環境に関するPR活動を行います。	啓発活動	和光市の自然環境をPRするためのツールとして和光市自然環境マップを環境課窓口に配架し、貴重な生物等に関する情報をホームページに掲載した。また、事業者向けにホームページで情報提供を行っている。	◎	今後も市民等に分かりやすい情報を提示するため、ホームページの構成の工夫、最新情報への更新に努める。	環境課
67	環境活動を行うボランティアやNPOの育成と支援	市民協働による環境活動を支援します。	活動支援	河川や公共施設での市民協働による環境活動を支援した。	◎	今後も市民協働による環境活動の支援を継続していく。	環境課
68	環境学習・環境活動のための拠点づくり	環境づくり市民会議等を通じた市と環境団体との連携を図ります。	環境団体との連携	取組は、環境づくり市民会議をはじめ各環境団体との会議を通じた情報共有にとどまった。	○	各環境団体との具体的な連携の内容を協議して定める。	環境課
				午王山を守る会と連携をし、午王山遺跡の史跡整備を進めている。	○	今後も引き続き環境団体と連携していく。	生涯学習課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針2 環境活動の支援・推進

69	環境活動に関する催し物・講演会・交流事業の開催	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会等と連携した催し物や交流事業を開催します。	催し物・交流事業の開催	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会とは新型コロナウイルス感染症の影響により、催し物等を実施しなかった。	×	引き続き埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会と行政との連携を図っていく。	環境課
				実施をしなかった。	×	今後実施について検討していく。	生涯学習課